

公 告

令和 8 年 1 月 26 日

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 120 条第 1 項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第 123 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 組合の名称

島津マンション敷地売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

(1) 名称

島津マンション

(2) 所在地

広島市佐伯区五日市駅前一丁目 4-19

3 事務所の所在地

広島市佐伯区五日市駅前一丁目地内

4 設立認可の年月日

令和 8 年 1 月 26 日

5 事業年度

毎年 1 月 1 日から翌年 10 月 31 日まで

6 公告の方法

組合の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載して行う。